

条例第 44 号

宇和島市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>宇和島市公共下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、<u>宇和島市公共下水道事業</u>の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、<u>宇和島市公共下水道事業</u>（以下「公共下水道事業」という。） _____を設置する。</p> <p>（法の財務規定等の適用）</p> <p>第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、<u>公共下水道事業</u>に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第4条 <u>公共下水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>公共下水道事業</u>の排水区域は、本市の区域のうち、下</p>	<p style="text-align: center;"><u>宇和島市下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、<u>宇和島市下水道事業</u>の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、<u>宇和島市下水道事業</u>（<u>宇和島市公共下水道事業及び宇和島市小規模下水道事業をい</u> <u>う。</u>以下「下水道事業」という。）<u>を設置する。</u></p> <p>（法の財務規定等の適用）</p> <p>第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、<u>下水道事業</u>に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第4条 <u>下水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>宇和島市公共下水道事業</u>の排水区域は、本市の区域のうち、下</p>

水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

（利益の処分）

第5条 公共下水道事業において、事業年度末日に企業債を有している場合は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金又は利益積立金として積み立てることができる。ただし、議会の議決を経た場合は、この限りでない。

水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

3 宇和島市小規模下水道事業の施設の名称、主たる施設の位置及び処理区域は、次のとおりとする。

施設の名称	主たる施設の位置	処理区域
遊子地区浄化センター	宇和島市遊子2009番地先	宇和島市遊子矢の浦地区、小矢の浦地区、甘崎地区、番匠地区、魚泊地区、水荷浦地区
竹ヶ島浄化センター	宇和島市津島町竹ヶ島260番地先	竹ヶ島地区
平井浄化センター	宇和島市津島町平井127番地17	平井地区
田風浄化センター	宇和島市津島町田風33番地5	田風地区

（利益の処分）

第5条 下水道事業において、事業年度末日に企業債を有している場合は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金又は利益積立金として積み立てることができる。ただし、議会の議決を経た場合は、この限りでない。

2 公共下水道事業において、事業年度末日に企業債を有していない場合か、又は企業債を有していても企業債と同額まで当該積立金を積み立てている場合は、欠損金補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、欠損金補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てることができる。ただし、議会の議決を経た場合は、この限りでない。

3・4 （略）

（重要な資産の取得及び処分）

第9条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が1件につき2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第11条 法第34条の2ただし書の規定により、公共下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管

2 下水道事業において、事業年度末日に企業債を有していない場合か、又は企業債を有していても企業債と同額まで当該積立金を積み立てている場合は、欠損金補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、欠損金補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てることができる。ただし、議会の議決を経た場合は、この限りでない。

3・4 （略）

（重要な資産の取得及び処分）

第9条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が1件につき2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第11条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管

理者に行わせるものとする。

(1) ~ (5) (略)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第12条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況の公表)

第13条 市長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を5月31日までに公表しなければならない。

2 前項の業務の状況の公表に当たっては、次の事項を掲載するとともに、11月30日までに公表する業務の状況においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに公表する業務の状況においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 (略)

理者に行わせるものとする。

(1) ~ (5) (略)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第12条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況の公表)

第13条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を5月31日までに公表しなければならない。

2 前項の業務の状況の公表に当たっては、次の事項を掲載するとともに、11月30日までに公表する業務の状況においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに公表する業務の状況においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(宇和島市特別会計設置条例の一部改正)

2 宇和島市特別会計設置条例(平成17年条例第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 小規模下水道事業特別会計 漁業集落排水事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

(宇和島市小規模下水道条例の一部改正)

3 宇和島市小規模下水道条例(平成17年条例第198号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市の小規模下水道の<u>設置及び管理</u>等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u> <u>第244条の2第1項の規定により、小規模下水道を別表第1に掲げる区域に設置する。</u></p> <p>(使用料の額)</p> <p>第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排水した汚水の量に応じ、基本使用料と超過使用料の合算額とし、<u>別表第2</u>に定めるところにより算出した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。</p> <p>(使用料等の督促)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市の小規模下水道の_____管理等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p>(使用料の額)</p> <p>第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排水した汚水の量に応じ、基本使用料と超過使用料の合算額とし、<u>別表第1</u>に定めるところにより算出した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。</p> <p>(使用料等の督促)</p>

第19条 この条例及び法 第225条の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、宇和島市税外徴収金の督促手数料及び延滞金に関する条例（平成17年条例第65号）を準用するものとする。

別表第1（第2条関係）

<u>施設の名称</u>	<u>主たる施設の位置</u>	<u>処理区域</u>
遊子地区浄化センター	宇和島市遊子2009番地先	宇和島市遊子矢の浦地区、小矢の浦地区、甘崎地区、番匠地区、魚泊地区、水荷浦地区
竹ヶ島浄化センター	宇和島市津島町竹ヶ島260番地先	竹ヶ島地区
平井浄化センター	宇和島市津島町平井127番地17	平井地区
田廐浄化センター	宇和島市津島町田廐33番地5	田廐地区

第19条 この条例及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、宇和島市税外徴収金の督促手数料及び延滞金に関する条例（平成17年条例第65号）を準用するものとする。

別表第2（第14条関係）

施設名	区分	使用料（1月につき）				適用 範囲
		基本水 量	基本使用 料	超過使用料(排水汚水量 1立方メートルにつき)		
遊子地区 浄化セン ター	汚水	8立方 メート ルまで	1,848.0 円	8立方メート ルを超え30立 方メートルま で	253.0円	し尿 及び 家庭 雑排 水
				30立方メート ルを超え50立 方メートルま で	286.0円	
				50立方メート ルを超えるも の	330.0円	
竹ヶ島・平 井・田風浄 化センタ ー	汚水	10立方 メート ルまで	3,850.0 円	10立方メート ルを超えるも の	165.0円	し尿 及び 家庭 雑排 水

別表第1（第14条関係）

施設名	区分	使用料（1月につき）				適用 範囲
		基本水 量	基本使用 料	超過使用料(排水汚水量 1立方メートルにつき)		
遊子地区 浄化セン ター	汚水	8立方 メート ルまで	1,848.0 円	8立方メート ルを超え30立 方メートルま で	253.0円	し尿 及び 家庭 雑排 水
				30立方メート ルを超え50立 方メートルま で	286.0円	
				50立方メート ルを超えるも の	330.0円	
竹ヶ島・平 井・田風浄 化センタ ー	汚水	10立方 メート ルまで	3,850.0 円	10立方メート ルを超えるも の	165.0円	し尿 及び 家庭 雑排 水